

令和2年（ウ）第4号 保全異議申立事件

債権者 青木シヅエ 外2名

債務者 四国電力株式会社

答 弁 書

令和2年9月30日

広島高等裁判所第4部 御中

債権者ら代理人弁護士 中 村

覚



同 弁護士 河 合 弘 之

ほか



第1 申立ての趣旨に対する答弁

- 1 広島高等裁判所（ウ）第48号事件について、同裁判所が令和2年1月17日にした仮処分決定を認可する
- 2 手続費用は、原審、抗告審及び異議審を通じて債務者の負担とするとの裁判を求める。

第2 申立ての理由に対する答弁

準備書面記載のとおりである。